

公共労速報 No.277

2018年11月21日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

年末一時金 2.325 月で協定 12月10日支給

2018 年度給与改定協定 12月17日差額支給

公共労は公立共済本部と 2018 年度給与改定と 12 月期期末・勤勉手当について 11 月 19 日に協定を結びました。経緯については、すでに公共労速報号外（11/19 発行）でお知らせしている通りです。

12 月期期末・勤勉手当

①期末手当については 1.375 月、②勤勉手当の財源は 0.95 月で人事院勧告通りの改定です。年間では昨年比 0.05 月のプラスです。12 月 10 日の支給です。

○実際の支給率は？

勤勉手当は「成績区分」ごとに「成績率」が右表のように決められています。

多数の職員は「良好」の区分で 0.92 月なので、

成績区分	成績率
特に優秀な職員	100 分の 190.0 以下
優秀な職員	100 分の 115.0 未満
良好な職員	100 分の 92.0
良好でない職員	100 分の 92.0 未満

期末・勤勉合わせて **2.295 月** になります。

○「良好でない職員」の区分になってしまったら・・・

成績区分が「良好でない職員」の職員には必ず面談により説明をすることとしていますが、面談もなしに評価が下げられた事例も一部にあり注意が必要です。評価に納得できない場合は不服申し立て制度も利用できます。「おかしいな」と思うことがあれば、ぜひ公共労にご相談ください。（公共労は、人事評価により職員を区分し手当に反映させることはチーム医療にそぐわないものとして反対しています。）

2018 年度給与改定



人事院勧告通り、初任給 1,500 円引上げ、若年層について 1,000 円程度改善し、その他は 400 円の引上げであり、全世代でプラスとなっています。今回の給与改定は、2018 年 4 月にさかのぼり適応されますので、今年 4 月～11 月分の差額が 12 月給与支給時（12 月 17 日）に合わせて支給されます。10 日支給の年末一時金の計算基礎も改定後の給与表が用いられます。

改定された給与表については公共労も所持しています。ご覧になりたい方は各支部・分会、または公共労本部までお問合せください。